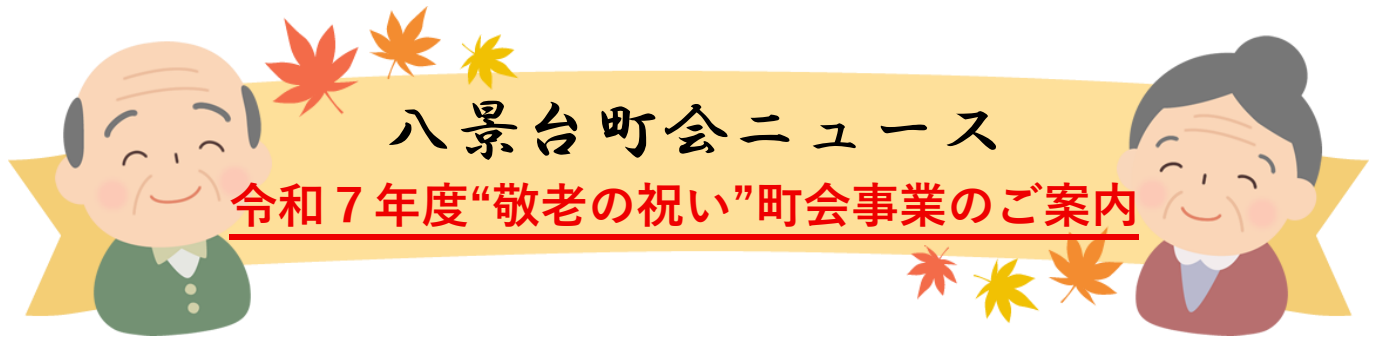




■令和7年度“敬老の祝い”町会事業の実施について

今年度も、本年12月末までに喜寿、米寿、白寿の節目の祝いを迎える方に、9月中旬頃、当該班長が「挨拶文」を添えて、お祝いの記念品(クオカード)をお届けします。

注：対象の方で、9月23日までにお祝いが届かないときは、会長に連絡してください。

<実施要領>

- (1) 本年度12月末日までに喜寿(77歳)、米寿(88歳)、白寿(99歳)の節目を迎える方を対象にお祝いを贈呈します。
- (2) お祝いの品は、3,000円のクオカードとします。
- (3) 百寿を迎えた方には、町会規約第47条第3項、町会規約細則第7条第3項に基づき10,000円のお祝いをお届けします。
- (4) お祝いの品は、「挨拶文」を添えて、班長経由でお届けします。
- (5) 従前の会食形式による“敬老の集い”は終了しています。

<対象者の確認方法について>

- 対象者の確認は、本年5月に提出していただきました「町会員名簿更新届」で行っています。名簿更新届未提出あるいは生年月日不記載の方で、節目の祝いに該当する方は、その旨会長に連絡願います。

■“敬老の祝い”町会事業についての経緯：

- 敬老の集いは、対象者が増え適切な会場の確保が難しいこと、招待者と接待者の重複が過半なことおよび新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、令和2年度第4回臨時役員会において、上記の実施要領を決定し、令和2年度から「敬老の祝い」を実施しています。
- 令和2年度第4回臨時役員会において、敬老の祝い実施要領を決定、令和2年度の町会ニュース No. 2-005 (令 2.8.1 発行)で回覧・案内いたしました。また、今年と同様、毎年町会ニュースでご案内しています。